



令和7年7月1日
内閣官房 国家サイバー統括室

国家サイバー統括室の設置について

令和7年7月1日、サイバー安全保障も含め、官民を通じたサイバーセキュリティの確保に関する司令塔として、内閣官房組織令(昭和 32 年政令第 219 号)第1条の規定に基づき、内閣官房に「国家サイバー統括室」が設置されました。

本日、国家サイバー統括室発足式が行われ、石破総理、林官房長官、平大臣が出席し、職員への訓示と写真撮影を行いました。

総理は、訓示で次のように述べました。

「国家サイバー統括室の発足にあたり一言申し上げます。

サイバー空間を巡る脅威は、国民の安全・安心な暮らし、公正な経済活動、国家安全保障に深刻な影響を及ぼすものであり、我が国のサイバー対処能力の強化は喫緊の課題となっております。

こうした中、先の国会では、我が国のサイバー対処能力を欧米主要国と同等以上に向上させるべく、能動的サイバー防御の導入等を内容とする、サイバー対処能力強化法及び関連整備法が成立いたしました。

また、本日、日本全体のサイバー対策の司令塔組織として、国家サイバー統括室が発足するとともに、先ほど全閣僚を本部員とする新たなサイバーセキュリティ戦略本部において、今後の取組の方向性を確認したところであります。

皆様にあっては、本日の戦略本部における議論を踏まえ、国家サイバー統括室の一員として、我が国のサイバーセキュリティの確保に御尽力いただきたいと思います。

『組織は人なり』という言葉がございます。この新しい組織においてどのように『魂』を入れていくかは、ここで働く皆様にかかっております。

国家サイバー統括室が設置された意味の重さを職員一人一人が自覚をし、専門性に磨きをかけ、国家・国民のために御活躍いただきますことを心から期待して私からの訓示といたします。」

(参考) 国家サイバー統括室発足式の様子

(出典:首相官邸ホームページ(<https://www.kantei.go.jp/jp/103/actions/202507/01hossokushiki.html>))



【本報道発表に対する問い合わせ先】

内閣官房 国家サイバー統括室
総括・戦略ユニット 総括班
電話:03-6205-4679